

伊賀国における郷土集落の地域構造

一 はじめに

五十嵐 勉

歴史地理学において、近世の都市―農村関係に関する従来の考察には、藩域経済圏の地域構造をめぐる問題に主眼が置かれてきた。ここでは、藩領における地域中心たる城下町と、副次的中心としての在町、およびその背域としての「在方」を結ぶ商品流通を中心として、市場圏の設定などにみられるように、分布論的な影響圏の設定が意図されてきた⁽¹⁾。その他に、助郷圏や通婚圏に関する研究もあげられよう。

ところで、かかる藩域ないしは領国経済圏の形成には、その背景に、兵農分離による家臣団の城下町集住、商品農業の進展、および農商分離による地域的、かつ社会的分業の進展があったことを重視しなければならない。

それは近世における「町方」と「在方(地方)」という呼称が、都市と農村との社会的な対比関係を示す地域概念にほかならないからである。かかる点を再認識すると、近世における都市―農村関係の考察には、経済的機能の側面からの分析とともに、町方や地方支配をめぐる行政機構にも注目し、行政的機能の地域構造についても検討するとい

う視点が必要となるであろう。これによって、いかなる地域的な行政組織のもとで、どのように藩域経済圏が構成されていたか⁽²⁾についても明らかにできるものと思われる。

ここでは、近世における都市—農村関係が、領国経営、すなわち、地域空間の組織化の問題と深くかかわっていることに注目して、考察を進めたい。かかる点から、本稿は、藤堂藩領の伊賀国を事例に、領域の組織化としての「郷土制度」という地方統治機構によって成立した「郷土集落」をとりあげ、その地域構造を検討することによって、都市—農村関係の問題にアプローチしようとするものである。

その際に、まず「郷土集落」が成立する背景を、中世末期の在地構造や、藩領構造の面から分析し、次に「郷土集落」の分布と規模の面から空間構造を明らかにしたい。とくに、郷土という社会集団が、行政的、経済的に強い地域形成力を有していたことを評価し、それによって、組織化された「郷土集落」の地域構造について検討することとする。

二 伊賀国における郷土集落の成立

(一) 郷土集落の基本的性格

郷土集落とは、広義には「郷土制度」の下にあって、郷士の居住する集落と規定してよいであろう。しかし、郷土制度そのものについて、歴史学や社会経済史学などの分野からの研究例が豊富であるのに対し、そのような集落に関する歴史地理学的な考察が、さほど多くはないために、いまだにそのプロトタイプは明らかにされていない。考察を進めるためには、何よりもまず「郷土集落」の概念規定を行なう必要があるであろう。

一般に、郷土という概念は、兵農分離による近世城下町の成立を前提として生じた城下中の武士に対して、郷村在中に居住する武士を意味するものである⁽³⁾。かかる郷土制度は、幕領や藩領に少なからずみられる。

たとえば、仙台藩の「地頭」、米沢藩の「陪臣」や「給人」⁽⁴⁾、水戸藩郷士⁽⁵⁾、土佐藩の「百人衆」や「一領具足」⁽⁶⁾、肥後藩の「一領一匹」⁽⁷⁾、薩摩藩郷士⁽⁸⁾、および本稿でとりあげる藤堂藩の「無足人」などがあげられよう。これらには、一般的傾向として、東国や西国の辺境に多く、畿内に少ないという地域的特色がある。これは、兵農分離の過程に地域差があり、それに中世の在地構造や近世の藩領構造が大きく関与しているものと考えねばならぬ。

このような郷土制度は、地域的にも、また时期的にも多様な形態を示すため、種々のタイプがみられる。これに關しては、小野武夫による先駆的な研究があり、その性格と種類とが分類されている。すなわち、同氏によると、郷土は、戦闘員たる郷土としての①特置郷土と②救済郷土、非戦闘員としての③旧族郷土と④登用郷土の四タイプに分けられるという⁽⁹⁾。また、この分類をうけて、岡光夫は、郷土が当時の大名から如何なる処遇をうけていたかによって、①特置郷土を家臣郷土とし、②救済郷土を遺臣郷土に、また、③旧族郷土を百姓郷土とにわけている⁽¹⁰⁾。このような郷土の性格が、郷土制度にもとづく集落の性格をも大きく規定しているのである。

歴史地理学における「郷土集落」の研究は、その事例が少ないが、故長井政太郎博士の先駆的研究が特筆される。同氏は、伊達・米沢・上杉・相馬の諸藩における地頭・古給人・足輕などの郷土集団の集落として、足輕部落や藩境防衛集落について報告している⁽¹¹⁾。かかる郷土集落は、先の小野武夫や岡光夫による郷土の分類では、特置、ないしは家臣郷土となろう。同様に、このタイプの典型としては、薩摩藩の「麓」集落をあげることができよう。薩摩藩

の郷士は、領国経営としての外城制にもとずいて、封建家臣団を構成する下級武士を在中に居住せしめたものであった⁽¹²⁾。かかる郷士の居住地としての「麓」集落については、その成立時期や機能の点に関して、太田喜久雄⁽¹³⁾や押野（船越）昭生⁽¹⁴⁾の先駆的な研究がある。また、この「麓」集落が、極めて都市的な集落であることに注目した鈴木公は、野町・浦町の実態と近代以後の変容について考察している⁽¹⁵⁾。これらの家臣郷士によって構成される集落は、その人口構成の点で、郷士が圧倒的に多数を占めること、そして、ときには、マチとして発達していることに、特徴が見出されよう。したがって、かかる郷士集落は、広義の城下町プランの一環をなすものと考えられ、行政的・経済的機能もかなり集積している。前述の押野昭生は、かかる郷士の地域形成力と集落の行政的機能について検討を行なっている⁽¹⁶⁾。

ところで、郷士制度は、先述したように、種々のタイプがみられるので、郷士集落も家臣（特置）郷士のものだけではなく、遺臣（救済）郷士、百姓（旧族）郷士による集落についても検討を加える必要がある。また、近世中期以降は、金納による登用郷士も増加するので、郷士集落の変容過程についても考慮する必要がある。実は、かかるタイプの集落の方が、前述のタイプの集落よりも、より「郷士」的なのであると筆者は考えたい。それは、このタイプの郷士は、非家臣の郷士であり、純粹に在中（地方）に居住するものであるからにはかならない。それに対し、家臣郷士は、岡光夫が指摘するように⁽¹⁷⁾、在郷生活をしてはいるが、それは城下土に近いものといえよう。

遺臣ないしは百姓郷士は、中世末期の地侍、あるいは在地小領主にその系譜を遡ることができるものが多い。遺臣郷士としては、土佐、肥後藩の郷士があげられ、百姓（旧族）郷士としては、藤堂藩の無足人があげられよう。かかる郷士集団の集落は、中世における豪族屋敷村を継承したものが多く、屋敷の形態は、周濠や土盛がみられ、屋根型

にも特徴を有する。例えば、池田雅美が伊達藩領における長屋門屋敷や郷土集落が、中世の豪族屋敷にまで遡及できることを論じているし⁽¹⁸⁾、また、先述の麓集落も、中世土豪の居館を核として近世期に発達したことも明らかとなっている⁽¹⁹⁾。藤堂藩領の伊賀国における郷土「無足人」の屋敷は、「郷土屋敷」あるいは「構」などと称されている⁽²⁰⁾。

以上の点から、筆者は、郷土集落を、広義には郷土集団の居住する集落とし、より狭義にはその郷土と居住地が、中世に系譜を引くもので、それを核として近世に組織化された集落―マチとムラを含む―としたい。

(二) 伊賀国における郷土集落の成立

中世の伊賀国においては、石母田正が論じたように⁽²¹⁾、東大寺に代表される莊園領主の勢力と、国人・悪党と称される土豪の勢力が複雑に対立拮抗するなかで社会が進展した。特に、中世後期には、在地小領主たる土豪たちは、国中に勢力を伸長し、党的な結合をなして、織豊政権に激しく抵抗したが、戦国大名を生み出さず、城館を拠点として集落を形成した⁽²²⁾。しかし、天正九年(一五八一)の信長による伊賀攻め(「天正伊賀の乱」)によって、在地土豪は破れ、中世的体制はもはや崩壊し、近世を迎えることとなった。この時点で、土豪層は国外へ流散するもの、なお在地に残存し帰農するものとにわかれたのである。

天正一三年(一六〇八)、大和から移封された筒井定次や、次いで慶長三年(一六〇八)、伊予国今治から移封された藤堂高虎による領国経営は、地下町の建設とともに、これらの土豪勢力の懐柔を主とする地方統治にあった。すなわち、藩主たちは、土豪を農民と武士との間に位置づけ、農民支配の一端をになわせることで、かれらの村落内における従来の社会的地位を容認するとともに、藩への抵抗力を弱めることにつとめた。また、枢要の地を占める外様の

大藩であるため、軍事上、藩境の防備にも配慮せねばならなかった⁽²³⁾。これが、「無足人」と呼ばれる郷土制度を生む結果となった。

この無足人は、藩から俸禄は与えられないが、苗字帯刀を許された特権的な農民で、その職階は、無足人頭（無足人組を編成し、無足人を統括する）・藪回り無足人・御目見無足人（大庄屋・庄屋・問屋を輩出する）・山廻無足人・平無足人などによって構成されていた。彼ら無足人は、毎年の無足人改帳に登録されるが、伊賀一国に及ぶ無足人帳は、今のところ五冊残存している。これら全てを分析した久保文雄によると⁽²⁴⁾、総数で天明三年（一七八三）の一八〇九人から、安政四年（一八五八）までの七四年間に、百人の減少がみられるという⁽²⁵⁾。また、村落内においては、特権的な身分を有しているが、それは土地所有の面での上農層という裏付けがあり、被官を有している無足人もみられる⁽²⁶⁾。これは、近世においても先進地域といわれた近畿地方にありながら、小農の自立が依然として進展しにくい後進的な村落構造を示しているものと解される。

次に、かかる郷土集落の分布とその規模、および郷土集団の領域組織の面から、その空間構造を明らかにしたい。

三 郷土集落の空間構造

伊賀における集落の歴史的発達に関する研究としては、谷岡武雄と福永正三による条里制の研究⁽²⁷⁾、石母田正三による東大寺領の黒田荘・玉滝荘をはじめとする荘園村落の研究⁽²⁸⁾、村松繁樹による通史的研究⁽²⁹⁾、および福永正三による詳細な集落誌に關しての研究⁽³⁰⁾、などがあげられよう。しかし、近世村落、特に郷土集落に關しての歴史地理学からのモノグラフはみられない。

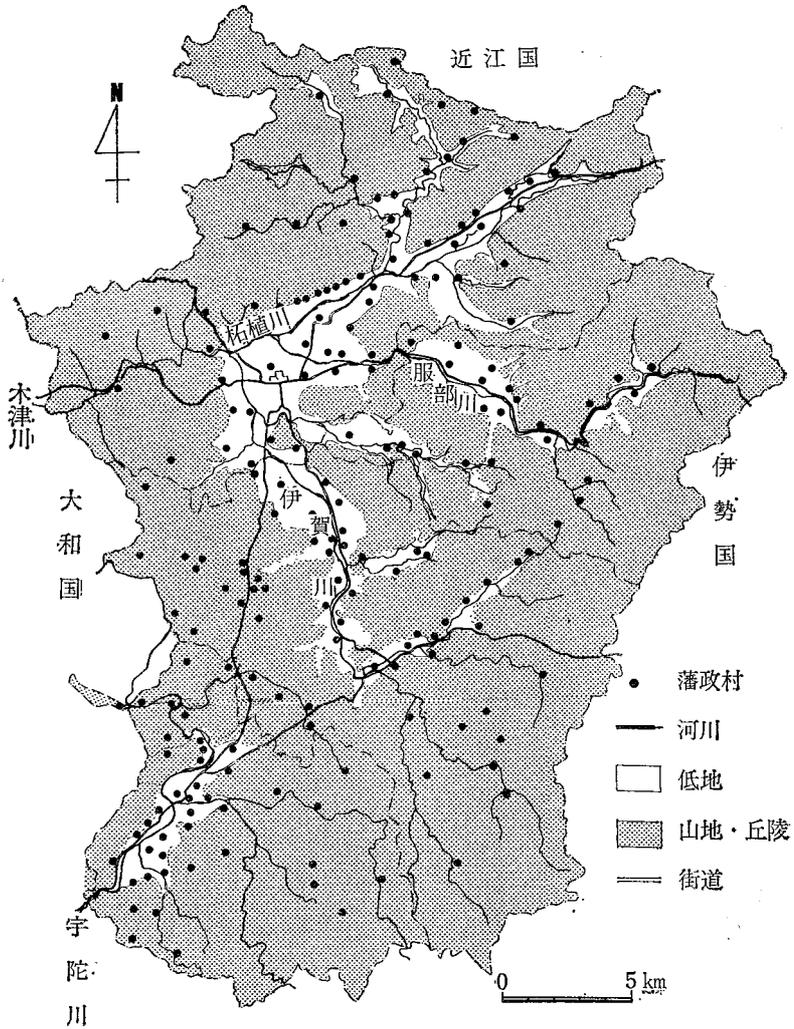


図1 藩政府の分布

〔近世後期、『旧高旧領取調帳』による〕

表1 天明3年(1783)における無
足人

無足人の種別	人数
藪廻無足人(無足人頭)	215(5)
御目見無足人(大庄屋)	215(8)
山廻無足人	47
平無足人	1,332
計	1,809

〔天明3年(1783)伊賀国無足人帳〕
によって作成〕

伊賀国における集落は、柘植川、服部川、および伊賀川に沿う沖積低地と、宇陀川(名張川)に沿う小盆地に多く分布する。近世後期における藩政村の分布を、図1に示した。藩政村数の推移をみると、近世初期の寛文四年(一六六五)には一八二か村³¹⁾、中期には一九八か村³²⁾、そして幕末には一九七か村³³⁾となる。かかる増減分は、ほとんど分村と合村によるものであって、近世中期以降の新田村落はみられない。近世初期の段階で、すでに集落分布の基礎がたかまっていたものとみてよからう。

そこで、これらの藩政村のうちから、天明三年(一七八三)の無足人帳³⁴⁾を用いて、「郷土集落」を析出してみよう。この無足人帳は、伊賀一国における無足人名とその居村を記載したものであって、金納による登用郷土がほとんど含まれていないため、「郷土集落」を認定する上で史料の価値が高いものである。これによって、近世中期における郷土集落の分布と規模を知ることができる。記載された無足人の総数は、一八〇九名を数える。その内訳は、表1に示した。このうち、無足人の居村は一八〇か村を数え、ほぼ同時期の藩政村数一九八か村の約九割を占める。図2にその分布と無足人数を示したが、ここに示した「郷土集落」は、広義のものと考えてよい。

このうち、無足人数が多い村落は、阿拝郡に集中し、島原(六八人)、下柘植(六七人)、玉滝(五四人)、および川東(四三人)である。そうして、名張郡の黒田(三三人)と安部田(三〇人)に多く、伊賀郡、山田郡においては、おおむね二〇人以下と少ない。この郷土数規模は、もちろん集落規模と関係してくるので、ほぼ同時期と推定される

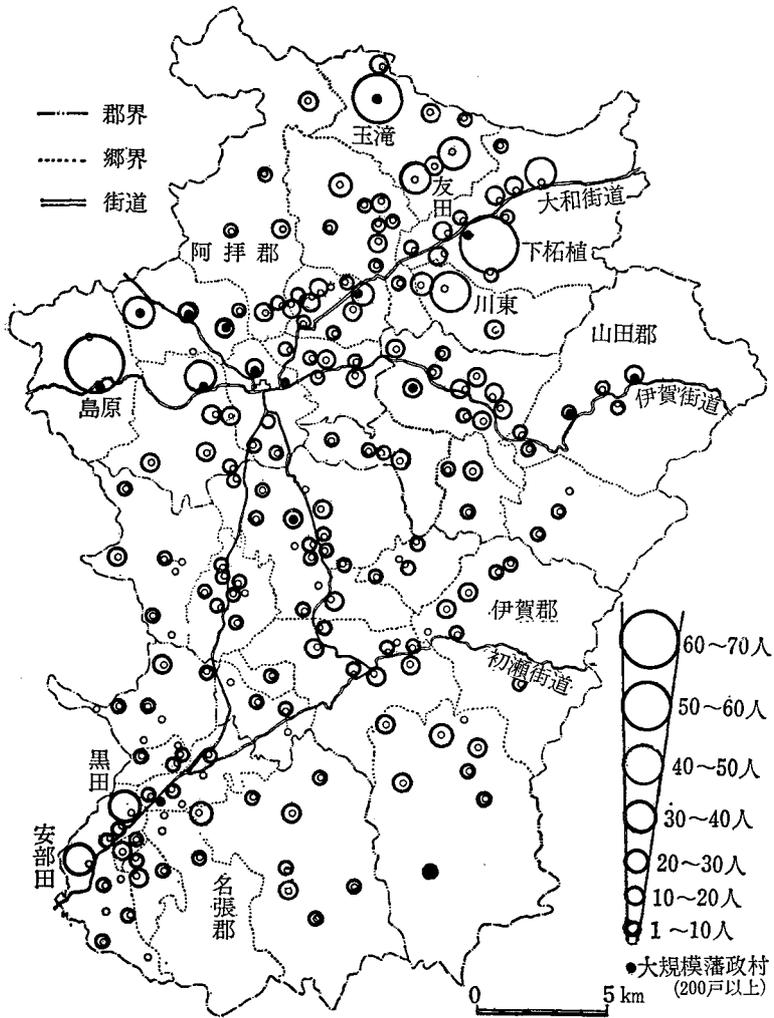


図 2 郷土集落の分布と郷土数規模 (近世中期)
 「天明 3 年 伊賀国無足人帳」による

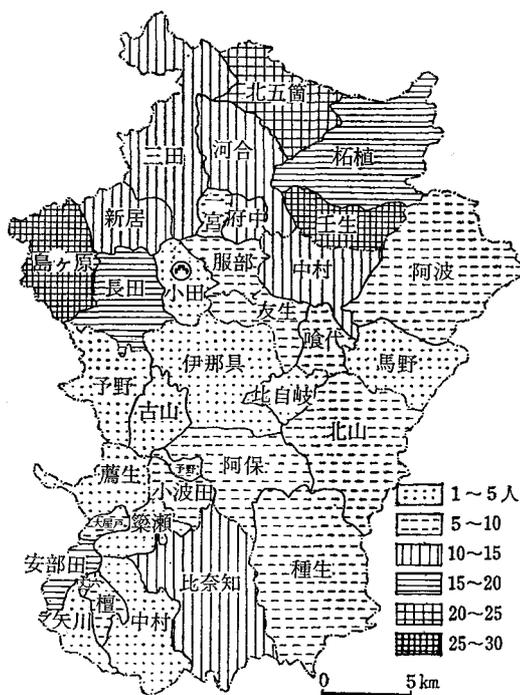


図3 近世郷別の1村あたり平均無足人数（近世中期）
『宗国史』・『封疆志』によって作成

『宗国史』の戸数規模をみると、表2のように、二〇〇戸を越える大規模藩政村は一五か村となる。これと郷土数とを比較すると、図2にみるように、島原、玉滝、および下柘植の三か村は、かなり相関するが、それ以外は必ずしも集落規模との関連は少ないことがわかる。むしろ、阿拝郡の玉滝村は、近江国（亀山藩）の甲賀口をおさえ、島原と下柘植は、大和街道の東西を占め、また黒田と安部田は、初瀬街道の西（大和と接する）を占める枢要の地であることから、かなり軍事的に編成されていることがわかる。これは、盆地中央部の上野城下周辺と伊勢国と接する伊賀郡

に少ないことからみてもうなづけるであろう。かかる点で、郷土集落が藩境防備の性格を有しているものと考えてよからう。

しかし、このような郷土集落の分布には中世の在地構造が少なからず反映されているものといえよう。歴史的領域としての近世の「郷」は、中世的性格を継承する場合があるが⁽³⁵⁾、図3に示したように、郷別にみた一村あたりの無足人数をみると、この点についてかなりあてはまる。すなわち島原郷、壬生郷、北五箇

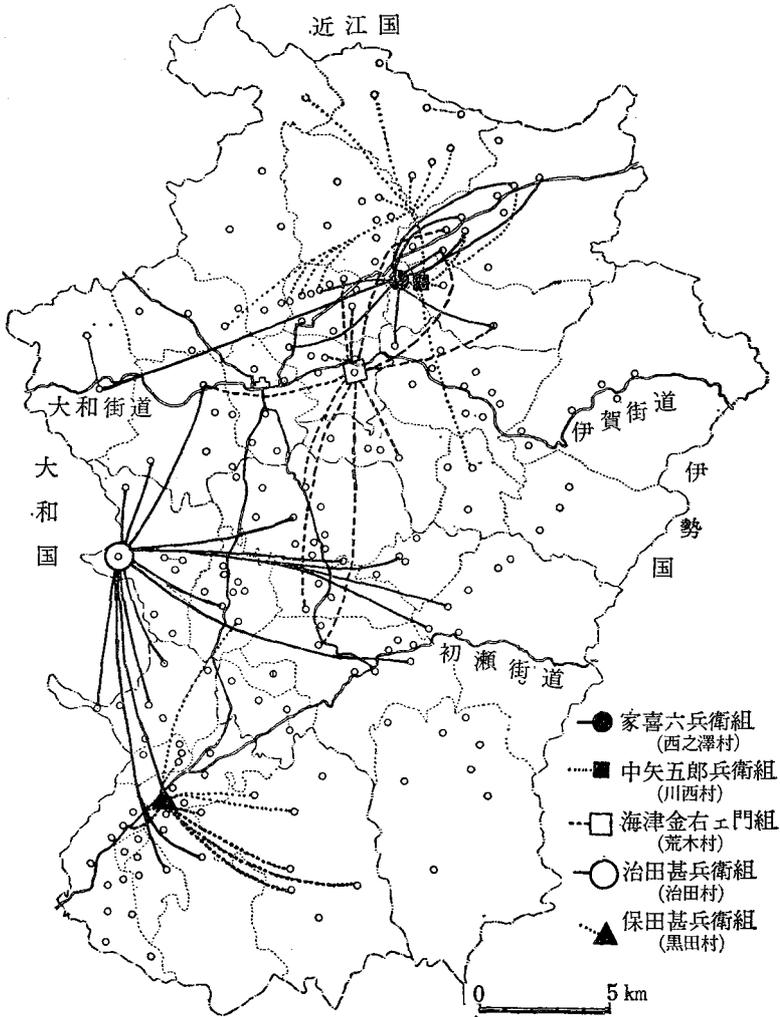


図4 有力郷土(藪廻無足人)の「組」領域(近世中期)
 「天明3年(1783)伊賀国無足人帳」による

郷、柘植郷、および安部田郷において、その数が卓越する。かかる諸郷は、いずれも山間の小支谷に展開する郷村であり、したがって後進的な地域であった。そのため、中世的な性格の残存度が比較的高いところであったといえよう⁽³⁶⁾。かかる地域性が、郷士集落の規模と大きくかわるのである。

以上の郷士集落を構成する郷士集団は、平無足人と呼ばれる格の低い郷士を多数含んでいるため、必ずしも狭義の郷士集落とはいいがたい。そこで、最も有力な郷士集団をなす藪回り無足人についてみると、郷士集落はかなり限定されてこよう。かかる有力郷士集団は、「有筋」の者であつて⁽³⁷⁾、中世以来の土家に系譜を有するものが多い。この郷士集団は、二六人を一組として五組に編成された。この組頭（棟梁）は、西之沢村の家喜、川西村の中矢、荒木村の海洋、治田村の治田、および黒田村の保田であるが、これは近世後期まで変ることがなかった。この組に属する村落は、図4の通りである。総数で、六六か村であり、全藩政村数の約三割をしめる。これは、狭義の郷士集落とみなされる。その分布をみると、先述したように、軍事的な性格を有していることがわかる。また、この編成領域は、一円的ではなくかなり錯綜しており、一村で二つの組に属している藩政村が六か村みられる。ここに、中世後期以来の党的結合の要素をかなり持ちながらも、やはり藩権力による牽制の意図があつたことがうかがえる。

以上のように、郷士集落の分布形態から、藩境防備という軍事的な側面と郷士集団の牽制という藩政上の意図がみられる反面、中世の在地構造がその分布にかなりの影響を有しているという空間構造がみられるのである。次に、かかる郷士集落の社会的機能の面から、その地域構造について検討したい。

表 2 藩政村の戸数規模 (近世中期)

郡名 戸数規模	阿 拜	伊 賀	山 田	名 張	計	比率(%)
10戸未満	0	0	0	1	1	0.5
10 ～ 30	1	3	2	7	13	6.6
30 ～ 50	8	13	4	12	37	18.7
50 ～ 80	20	16	5	7	48	24.2
80 ～ 100	11	13	7	6	37	18.7
100 ～ 150	15	8	4	6	33	16.7
150 ～ 200	5	6	1	2	14	7.1
200 ～ 250	5	1	2	0	8	4.0
250 ～ 300	3	1	1	0	5	2.5
300 以上	1	0	0	1	2	1.0
計	69	61	26	42	198	100

〔『宗国史』(伊賀志) によって作成〕

四 郷土集落の地域構造

郷土という社会集団が果した社会的な機能としては、地方支配の一端をになう行政機能と、問屋に代表される初期商業資本家としての経済的な機能があげられる。かかる郷土の社会的機能とその地域構造について検討しよう。

まず、郷土集落の行政的機能についてみると、諸藩における郷土集団が、村役人として地方統治の一端をになったことは、すでに明らかにされたところでもある³⁸⁾。しかし、伊賀国においては、庄屋に限らず、藩と村との中間的地方統治機能の一翼をになつた大庄屋の出自も、かかる郷土層に求められる点に特徴があるろう。一般に、大庄屋は、中世の土豪に系譜をもつものが多いが、近世の郷土がその職を占有する例は、管見によれば必ずしも多くはないように思われる。

伊賀における大庄屋は、御目見無足人(表1参照)の中から任命されるのが一般的であるが、無足人組頭のように世襲的ではなく、時によっては八〜一〇人によって大庄屋管轄区「組」⁽³⁹⁾

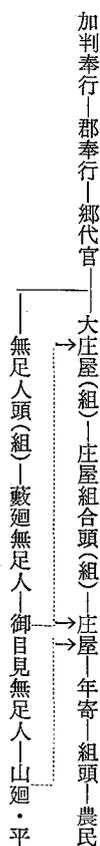


図 5 地方統治機構
と郷土編成機
構との関係

が編成されたが、それは、必ずしも固定的なものではなかった。また、それぞれの「組」の領域編成としては、一〇〇二〇数か村を一組としていたようであるが⁽⁴⁰⁾、その居村を示すような史料は、断片的な地方文書に限られ、藩政史料が極めて少なく、詳細についてはなお不明な点が多い。この大庄屋の行政的役割としては、藩と村との中間にあって、勸農徴税、および訴訟などに関する執務がある。ここでは、かかる大庄屋の行政機能と郷土集落の関係について検討を加えたい。

伊賀国における地方の行政機構は、図5にみるように、郷士の編成機構と密接に関係する。すなわち、郷代官の下には、大庄屋とともに、無足人頭を頂点とする郷士集団が位置づけられる。彼らの多くは、大庄屋と庄屋職を占有するので、地方統治の機構と郷士の編成機構とが複雑に入組む結果となる。そのため、無足人の新規登用や、その他の無足人にかかわる執務に大庄屋がかなり関与することになる⁽⁴¹⁾。

しかし、この大庄屋と庄屋職を占有する無足人の居村は、図6に示すように、先述した郷土集落(図2・4参照)とは、必ずしも明確な一致をみないことがわかる。むしろ、狭義の郷土集落から行政機能を分散させているようにも考えられる。したがって、行政的機能が集積する集落が、有力郷士の居村、および郷士集団の規模が大きい集落では

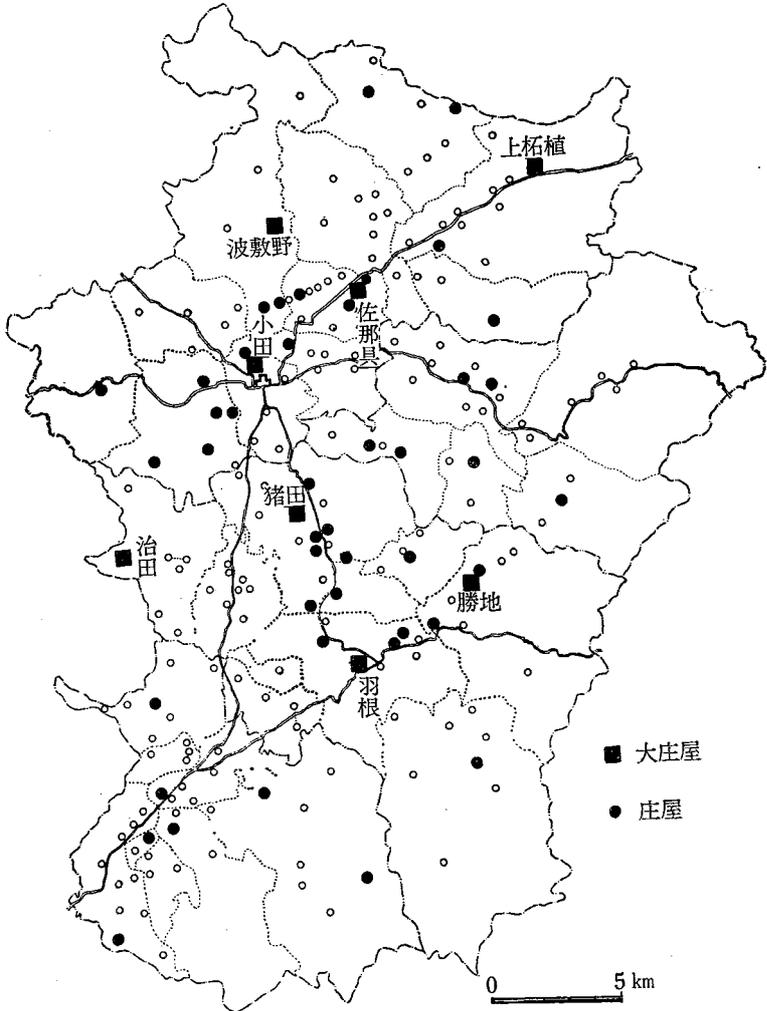


図 6 郷土と行政機能（近世中期）—無足人による大庄屋・庄屋職の占有—
〔天明3年（1783）伊賀国無足人帳〕による〕

ないことがわかる。これは、一つには大庄屋職が世襲制でなく、度々変更があることや、行政能力が重視されるためでもあろうが、そのみならず、速断は許されないが、郷士としての職権と地方役人としてのそれとが集中することのないようにした藩政上の意図とも考えられよう。このことは、大庄屋管轄区「組」の領域組織を明示する記録がほとんどみられないことや、藩政史料である『宗国史』に頻出する「組」が、大庄屋「組」を示すものなのか、あるいは無足人「組」や庄屋組合「組」を示すものなのか、その職権範囲が明確ではなく、きわめて曖昧な領域概念であることから裏付けされる。このように、郷土集落を核とする地方の行政機能の場としての歴史的領域は、どのようにして経済的に確立されてゆくのであろうか(42)。

兵農分離の不徹底さによる郷士制度は、在方に行政的機能の集積する郷土集落を成立せしめたが、さらに農商分離によっても、地域空間の組織化が計られた。それは、まず在村商業の禁止令による城下町商業の保護育成策にみられる。伊賀国におけるかかる農商分離は、藤堂高虎入部後の慶長一〇年(一六〇五)に始まる。それは、

上野町々在々、御書并触状写(43)

國中萬うりかひ之儀上野町并なんはり之町あを之町にて商賣可仕候右之外_(マ)而うりかひ堅令停止者也

慶長十年十一月五日

和泉守

御判

伊賀上野町中

とあり、商業が、城下町上野と在町名張、および阿保に限られたことがわかる。なお、名張町は築瀬村、阿保町は阿保村であって、行政上は地方である。名張と阿保のマチは、初瀬街道(伊勢道)の東西にあり、交通の要地をなし宿場機能もそなえていた。これらの三町は、集落規模からみて、上野城下が第一次中心、名張が第二次中心、そして阿

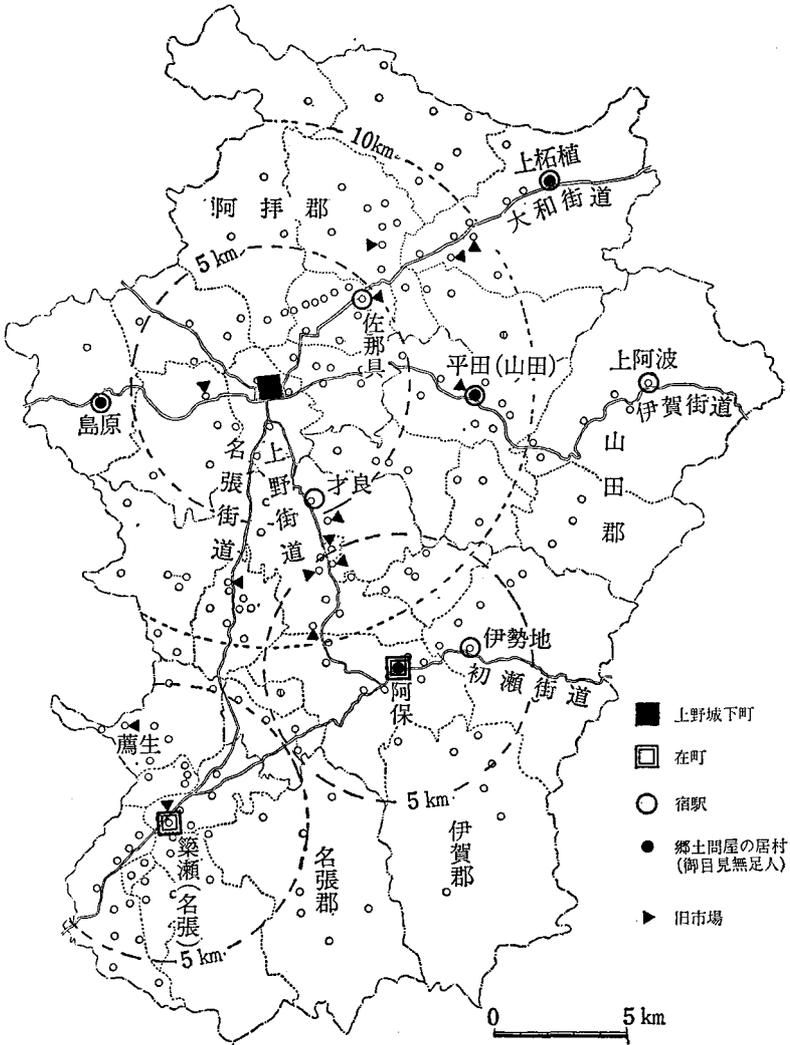


図7 マチと郷土問屋の分布
 [市場は福永正三による]

保が第三次の中心となる(43)。かかる禁止令は、その後、寛永八年(一六三一)にも出されており(44)、近世初期においては、実際には、これ以外にも商賈がされており、それは中世からの市場集落であったものと思われる。図7はマチの分布と、中世市場集落の分布を示したものである。福永正三によると、市場集落は、伊賀郡中央部の名張街道・上野街道に沿って最も多く分布する。しかし、かかる市場集落は、近世になると上野から半径一〇キロメートル、阿保から半径五キロメートルの勢力圏に包摂されることになる。

しかし、この三つの町の他にも、多数のマチもみられる。『宗国史』には、馬次の宿駅として、「嶋原町・佐那具町・上柘植町・上阿波町・才良町・山田町・伊勢地町」の計七つのマチが記載されている(45)。この宿駅は、運送に限らず宿場としての機能もなうが、商業機能をも有していたと考えられる。その担い手が、郷士集団でもあった。

近世中期以降になると、有力郷士である御目見無足人(地土)の中には、問屋になるものもみられたのである。たとえば、天明三年の無足人帳には、上柘植の富岡と山田の和田なる無足人問屋がみられるし、近世後期になると弘化二年(一八四五)の無足人帳(46)には、上柘植の福地・嶋原の富岡・阿保の秋永・および平田(山田)の和田の四名があらわれる。したがって、上柘植・嶋原・平田・阿保の四つのマチに初期商業資本家としての「郷士問屋」がみられたのである(図7参照)。かかる在郷商人を輩出したマチが郷士集落であったことは、注目に値しよう。無足人帳には、商業の職種が記載されていないため、詳細は不明であるが、久保文雄の研究によると、酒屋・米問屋および酒屋等であって、実際にはもっと多数の郷士問屋がみられたこと、また、在村工業にたずさわる郷士もみられたという(47)。この傾向は、近世後期になってみられてくるものであって、金納による登用郷士が増加してきたことも関連するであろう。これらのマチとしての郷士集落に居住する郷士問屋が城下町と在町商業の経済的機能の一翼をにな

ったのである。

以上のように、郷土集落には、行政的経済的機能がかなり集積し、マチと村とを結びついていたことがわかる。これによって、郷土集落は、かなりの点で組織化された地域構造をなしていたものと思われる。

五 おわりに

郷土集落の成立には、中世の土豪勢力の蟠踞する在地構造が反映されていた。近世をむかえ、かかる中世的遺制を払拭し、領域を組織化するためには、この土豪勢力を懐柔する必要があった。このため、郷土集落の分布は、中世的遺制の残存度が高い地域に卓越し、同時にそれは外様の藩領という近世的な所領の性格から、藩境防備という軍事的な分布傾向を有していた。しかも、郷土集団の党的再結合を防ぐ意味で、郷土の領域組織が錯綜するという空間構造がみとめられた。

また、かかる郷土集落に居住する特権的な社会集団としての郷土層は、地方統治の行政機構に組み込まれ、行政機能の一端をになうことになった。しかし、郷土としての職権と地方役人としての職権は未分離であった。さらに、かかる郷土集団は、経済的機能も有しており、在郷商人へと成長していった。このような社会的機能によってマチと深く結びついていたのである。

かくして、封建領域における都市と農村は、伊賀国にみるように、郷土集団の社会的機能によって結びつけられる場合もあることが明らかとなった。かかる郷土集団の居住する郷土集落が、伊賀国における都市と農村の空間組織を考察する上で、極めて重要な意味をもつものであると思われる。

付記

本稿は、立命館大学に提出した修士論文の一部を加筆、修正したものである。作成にあたり、御指導を賜りました谷岡武雄先生、日下雅義先生、鈴木富志郎先生をはじめとします立命館大学地理学教室の先生方、ならびに京都大学の浮田典良先生に厚くお礼申し上げます。本稿の骨子は、歴史地理学会第二六回大会（於立命館大学）で発表を行なった。

注

- (1) たとえば、西村陸男編『藩領の歴史地理—萩藩—』、大明堂、一九六八年に所収されている、小林健太郎・木村辰男・武藤直・西村陸男による一連の市町研究に代表されるであろう。
- (2) 大石慎三郎『藩領経済（市場）圏の成立とその構造—戦国末期的市場と近世的市場—』、『日本近世社会の市場構造』、岩波書店、一九七五）、二三～七二頁
- (3) 森田誠一「郷土制にみる藩政史の特徴」、『近世における在町の展開と藩政—熊本藩を中心として—』、山川出版社、一九八二）、二四七～二九三頁
- (4) 長井政太郎「東北地方における郷土集落について（一）（二）」、『地理学評論』、二九―一・二二、一九五六
- (5) 瀬谷義彦「水戸藩における郷土制度の史的考察」、茨城大学文学部紀要（人文科学）一、一九五一
- (6) 後藤 靖「土佐藩郷土の解体過程について」立命館経済学七―三・五、一九五八、石躍胤夫「土佐藩初期藩政の展開と郷土制度の役割」、史林四五―四、一九六二
- (7) 原口宗久「肥後藩における郷土制度」（小葉田淳教授退官記念『国史論集』、一九六九）、七七三～七九二頁
- (8) 中村徳五郎「薩藩外城制度の研究（一）（二）」、『歴史地理』、五〇―二〇五、一九二八、太田喜久雄『薩藩領麓の研究』、地球一五―五〇六、一九三一
- (9) 小野武夫『郷土制度の研究』、大岡山書店、一九二五、七二頁
- (10) 岡 光夫「郷土制に関する諸問題」（吉川秀造編『近畿郷土村落の研究』、同志社大学人文科学研究所、一九三九）、三二―三三五頁
- (11) 長井政太郎『上杉藩の郷土聚落の研究』山形県郷土研究叢書、第六輯、一九一一、および前掲（4）

- (12) 前掲(8)
- (13) 前掲(8)
- (14) 押野昭生『麓集落に関する二・三の検討』、史林四〇―四、一九五七
- (15) 鈴木公『鹿兒島における麓・野町・浦町の地理学的研究』、私書版、一九七〇
- (16) 前掲(14)
- (17) 前掲(10)
- (18) 池田雅美『みちのくの風土―その地誌学的研究―』、古今書院、一九八一、一八―一〇八頁
- (19) 前掲(14)
- (20) 「構(カマイ)」について、谷岡武雄は中世的防御集落とし、豪族屋敷村の系統に属するものであることを、播磨を事例にして明らかにしている。また播磨に限らず、近江の八日市にもみられるという。谷岡武雄『平野の地理』古今書院、一九六三、二二九頁。同『平野の開発』古今書院、一九六四、二〇一―二〇六頁
- また、「郷土屋敷」は通称であって、『伊賀小場名寄帳』(上野市立図書館蔵文書)には、「広岡屋敷」、「殿屋敷」、「構居」「北構居」などという「小場」名で記載される。この小場は、伊賀における地域的社会的単位の呼称であり、紀州における「小名」と類似するものである。詳細については、拙稿「伊賀国における藩政村の集落構成」、昭和五八年度人文地理学会大会、発表要旨を参照されたい。
- (21) 石母田正『中世的世界の形成』、東京大学出版会、一九五七
- (22) 伊賀における中世城館については、『三国地誌(宝暦一三年)』の古蹟部に、多数記載されているし、その遺構についての調査報告が、三重県教育委員会編『三重の中世城館』、一九七七、になされている。
- (23) 寺尾宏二「無足人の研究―藤堂藩の郷土制度、特に伊賀国における―」、経済史研究一六―四、一九三九
- (24) 久保文雄「伊賀国無足人制度の考察」日本史研究一五、一九五三
- (25) 前掲(24)
- (26) 前掲(24)
- (27) 谷岡武雄・福永正三「伊賀国条里制の諸問題」、人文地理一六―六、一九六四

- (28) 前掲(21)
- (29) 村松繁樹「伊賀における聚落の研究」、『小川博士還暦記念史学地理学論叢』、一九三〇
- (30) 福永正三(谷岡武雄監修)『秘蔵の国—伊賀路の歴史地理—』、地人書房、一九七二
- (31) 上野市古文献刊行会編『宗国史』、「封疆志」、一九八二、上巻四八三頁
- (32) 前掲(31)、「封疆志」、伊賀志、上巻五一六—五二八頁
- (33) 木村 礎「旧高旧領取調帳—近畿編—」、近藤出版社、一九七七
- (34) 沢家文書(伊賀町川東、沢 慶憲氏蔵)
- (35) 山澄 元「近世『郷』の歴史地理学的意義」、『織田武雄先生退官記念人文地理学論叢』、柳原書店、一九七一、六四七—六五八頁
- (36) たとえば、伊賀北部は、北杣(玉滝杣)、南部は南杣(板繩杣)とよばれる森林地帯であつて、石母田正の研究に詳しい。なおこの地域での山畑による農業開発については、田中豊治「焼畑・牧・牧畑と日本畑作農業展開問題」、歴史地理学紀要二三(山地・高原の歴史地理)、一九八二、八五—一〇六頁、がある。
- (37) 『宗国史』、「国約志」の慶安四年の定に、
(前略)
一、右之外国中むかしるすぢ有無足人夫役令用捨其代り相応之儀可申付候縦無足人といふとも無筋者へ地下並可為事
(後略)
- とあり、「有筋」の有力郷士と「無筋」の郷士とが区別されている。
- (38) 前掲(3)、(6)、(7)
- (39) 大庄屋管轄区としては、金井 円「大庄屋の行政区域について—備前藩の場合—」、史学雑誌六一—一、一九五三、若林喜三郎「加賀藩の十村・村肝煎制度の成立過程」、史林四二—一五、一九五九、などの研究があるが、歴史地理学では、歴史的領域にかかわる問題として注目されている(山澄 元「近世・明治初期における歴史的領域—藩政村から明治行政村へ—」人文地理一七一—、一九六五)。
- (40) 『名張市史』、一九七四、四〇〇—四〇二頁

(41) 無足人と大庄屋とのかわりとしては、たとえば、『宗国史』、『国約志』に、

無足人二男以下刀衣服之事

(中略)

一、新規ニ刀衣服之免許願候者へ先祖代々儘成無足ニ而候儀其居村惣中納得いたし候段庄や年寄致加判願書大庄や迄差出
猶又儘成無足人筋ニ而候段大庄や吟味之上願書役所へ差出可申事

享保六辛丑歳五月十九日

右書附大庄屋共へ相渡

とあり、無足人の新規登用を大庄屋がとりつぐことを記している。

(42) 『宗国史』、『国約志』、三六五頁

(43) 近世中期における二村の集落規模は、『宗国史』によると、築瀬村市舗、五四〇戸(二二四一人)、阿保村、一五七戸(六〇八人)である。

(44) 『宗国史』、『国約志』、下巻三六五頁

(45) 『宗国史』、『国約志』、下巻二二二〜二二二頁

(46) 上野市立図書館蔵

(47) 前掲(24)